

新潟市 区自治協議会について

～協働による分権型のまちづくりの仕組み～

新潟市市民総務課

次
目

1 設置の背景

2 制度の概要

3 主な取組み

4 課題・今後の展望

11

71

10₁

16₁

設置の背景

○ 時代の潮流への対応

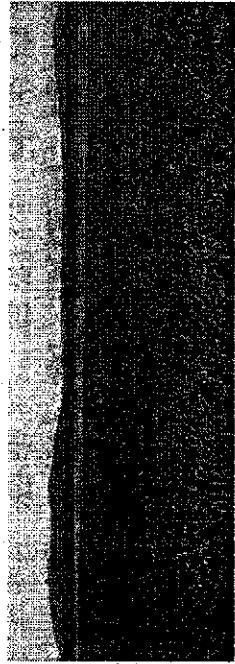
- 少子化・超高齢社会の到来、核家族の進行、コミュニティの希薄化などの社会状況や厳しい財政環境の中で市民ニーズが複雑・多様化



行政だけが「公」を担うのではなく、市民力・地域力を活かしたまちづくりが必要

○ 新潟市民の気風

- 江戸時代新潟湊は、町人が自ら町を治める「町人自治」で知られ、蒲原平野では、殿様に頼らなし新田開発がおこなわれていた。



自治協議会をはじめとした分権型の取組は江戸時代から新潟にある「自治・自主・自立・自立」の気風を生かすもの

設置の背景

○ 広域合併から政令指定都市への移行

- 平成17年3月21日 近隣12市町村と合併
(新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、龜田町、
岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口村)
- 平成17年10月10日 卷町と合併

合計14市町村による「新・新潟市」誕生

	合併前	合併後
面積(H17.10.1)	231.94 km ²	726.10 km ²
人口(H12国勢調査)	527,324人	808,963人

- 平成19年4月1日 政令指定都市移行(8つの行政区を設置)

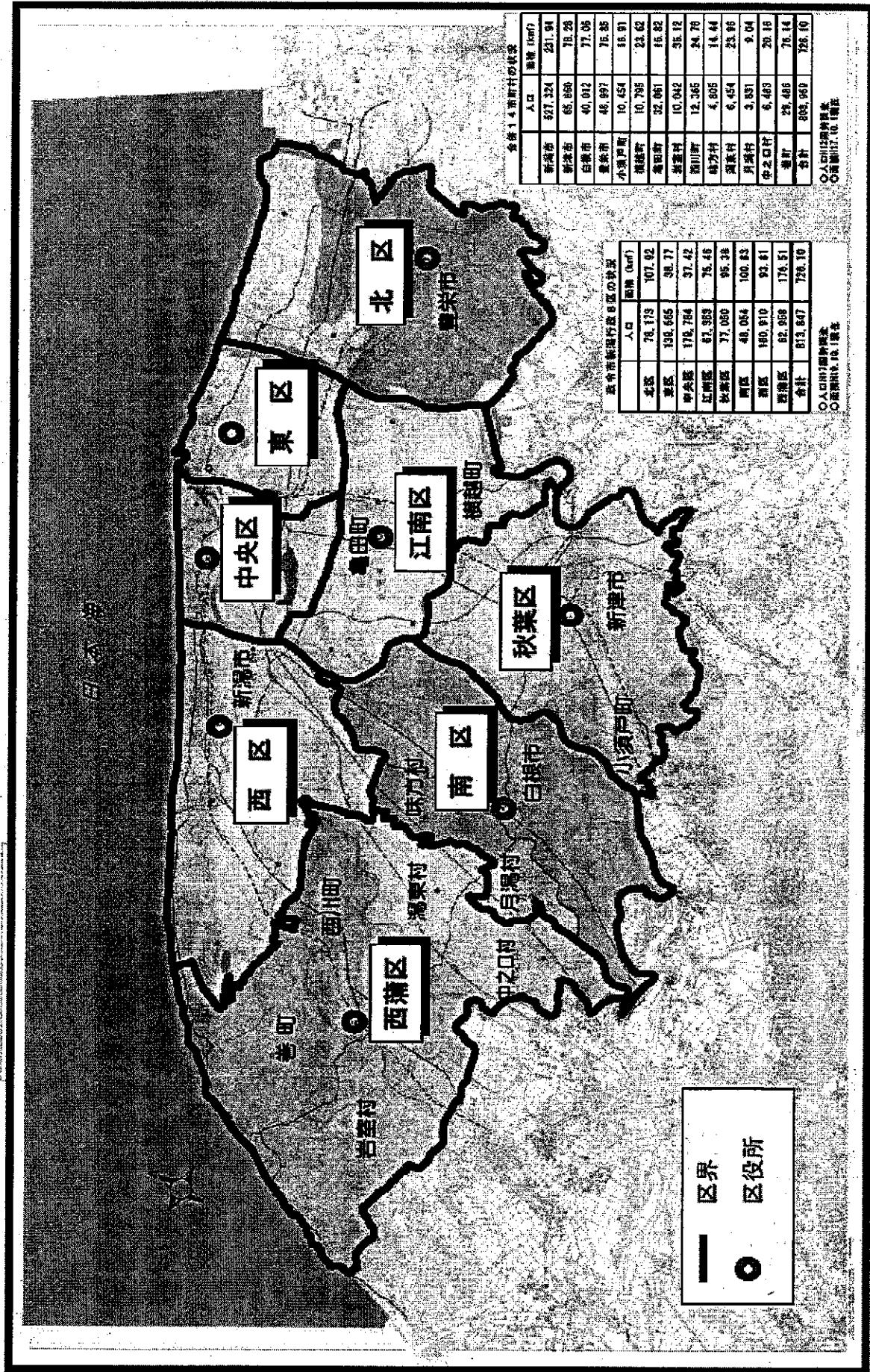


新しいまちづくり体制構築の必要性



設置の背景

合併1 4市町村と8行政区



設置の背景

○ 新しいまちづくり体制構築の考え方の一つ

「分権型政令市（分権型協働都市）」

市民・地域と行政がパートナーとして相互に尊重し、それぞれの責任を自覚しながら、共通課題に取り組む協働による自立したまちづくり



□ 各地域のコミュニティを発展させ、まちづくりに市民が主体的役割を果たしつつ、地域のことは地域で考え方解決を目指す

□ 地域に身近な行政機関で総合的、完結的に市民サービスが提供され、各地域（旧市町村）で育んできた伝統・文化・歴史を尊重しつつ、市民との協働により独自の特色あるまちづくりを進める

□ 広域化した新市において地域の声をきめ細かく反映させ、区民が区政に参加しやすい仕組みを持つ

1 設置の背景

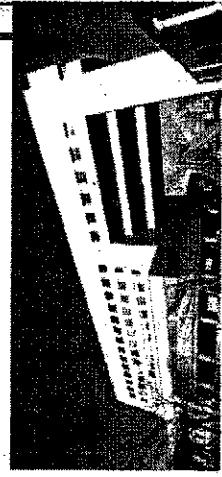
「分権型政令市」実現のための四つの仕組み

○ 仕組み：その1 「地域コミュニティ協議会」



- ・概ね小学校区を単位に自治会・町内会を中心に結成された任意の地域自治組織。
- ・合併から結成支援を行い政令指定都市移行までに全市域に97の協議会が設立。

○ 仕組み：その2 「大きな区役所」



- ・従来からのサービスを提供しながら、地域の歴史、伝統、文化を生かしつつ、区独自のまちづくりができるよう、区長に大きな権限を与える、必要な組織機構を備えた地域の総合的な行政機関。

○ 仕組み：その3 「区自治協議会」



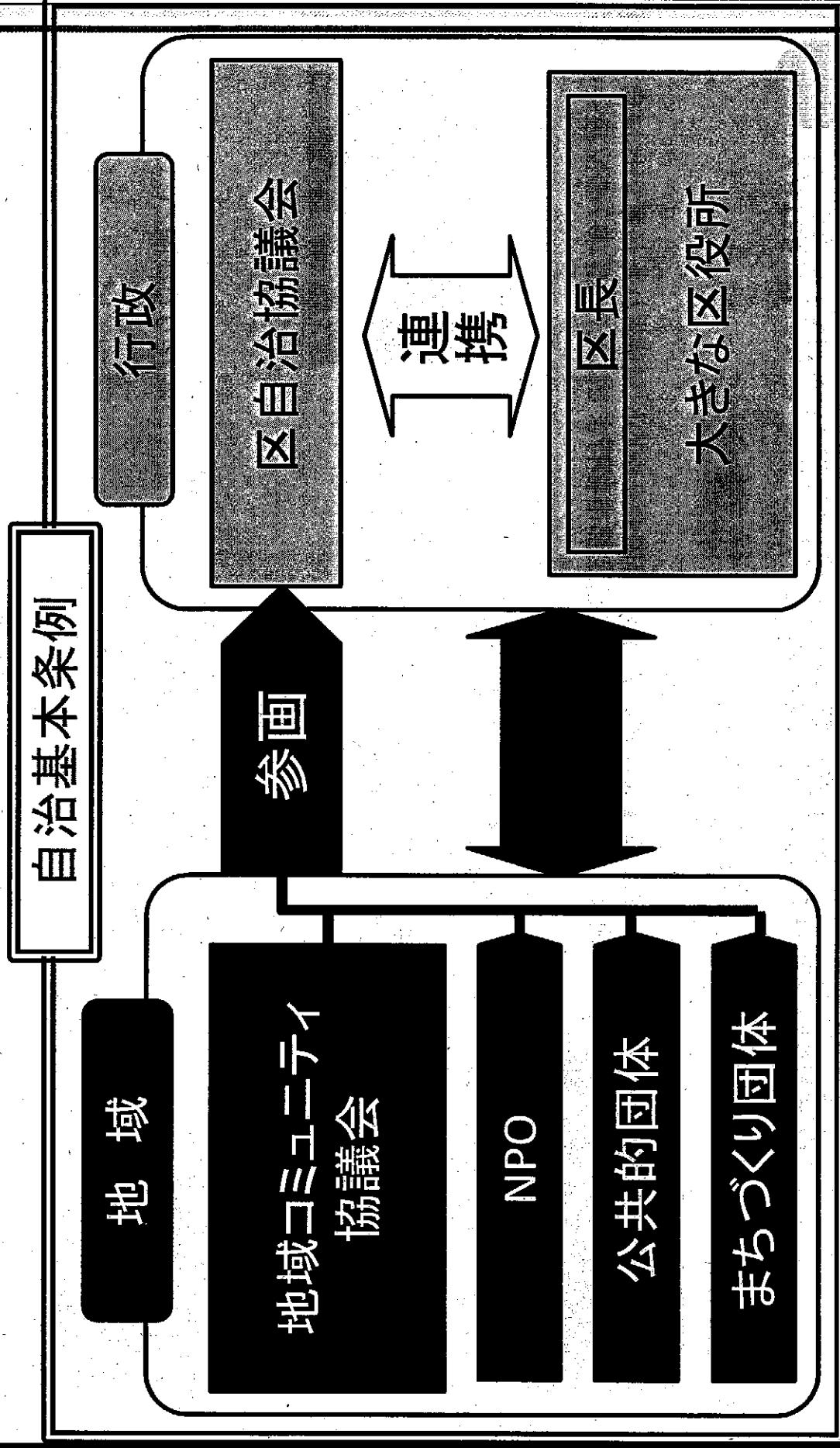
- ・大きな区役所に、地域コミュニティ協議会をはじめとした地域の多様な意見を反映させるとともに、区役所と地域の「協働の要」となる機関として全ての区内に設置した法定の地域自治組織。

○ 仕組み：その4 「自治基本条例」

- ・市の自治の基本理念を示すとともに、自治の基本原則(分権型の仕組み)を保障。

1 設置の背景

○ 分権型政令市の仕組み(全体イメージ)



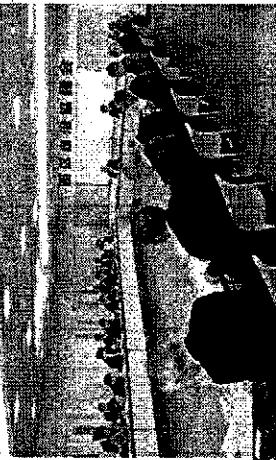
2 制度の概要

○ 法的位置付け

- 地方自治法第252条の20第6項に規定する政令市の行政区に置く「区地域協議会」
- 住民自治の充実・推進を図るため新潟市では独自に「区自治協議会」と呼ぶ。
- 「区地域協議会」は、20政令市中浜松と新潟市のみ設置

○ 委員構成

- 区内に住所を有する者の中から原則30人以内で構成
 - ・ 地域コミュニティ協議会からの選出者
 - ・ 公共的団体等からの選出者
 - ・ 学識を有する者
 - ・ 公募による者
 - ・ 市長が必要と認めた者
- ※ 人口が10万人を超える区では、こえる人口が1万人を増すごとに1人を加えた人数以内で構成
(構成上限: 東区33人, 中央区38人, 西区36人)
- 委員は、当該区自治協議会による推薦に基づいて市長が選任



2 制度概要

○ 第3期各区委員構成(平成24年4月末)

区	合計	男性		女性		協議会選出		公共的団体等選出		学識経験者		公募		その他	
		委員数	構成比	委員数	構成比	委員数	構成比	委員数	構成比	委員数	構成比	委員数	構成比	委員数	構成比
北	30	26	4	13.3%	10	33.3%	13	43.3%	1	3.3%	4	13.3%	2	6.7%	
東	30	24	6	20.0%	12	40.0%	6	20.0%	5	16.7%	5	16.7%	2	6.7%	
中央	34	31	3	8.8%	23	67.6%	5	14.7%	1	2.9%	4	11.8%	1	2.9%	
江南	30	21	9	30.0%	11	36.7%	4	13.3%	4	13.3%	3	10.0%	8	26.7%	
川菜	30	20	10	33.3%	11	36.7%	7	23.3%	6	20.0%	4	13.3%	2	6.7%	
南	30	25	5	16.7%	12	40.0%	8	26.7%	3	10.0%	5	16.7%	2	6.7%	
西	31	24	7	22.6%	15	48.4%	9	29.0%	1	3.2%	4	12.9%	2	6.5%	
西蒲	30	21	9	30.0%	12	40.0%	9	30.0%	5	16.7%	3	10.0%	1	3.3%	
合計	245	192	53	21.6%	106	43.3%	61	24.9%	26	10.6%	32	13.1%	20	8.2%	

2 制度概要

○ 任期・報酬等

- 任期は2年、再任は原則1回まで(最長任期は4年)
 - ・ 平成23年度から第3期(平成23～24年度)の新たな自治協議会がスタート。
- 報酬はなし。ただし、会議に出席する場合3,000円の定額の費用弁償を支給

○ 役割・機能

- 地域に根差した区の総合的審議機関として地域の声を区(市)政に届ける機能
 - ・ 区(市)からの意見聴取に対して、審議し意見を述べる
 - ・ 区の課題を自主的に見つけ、審議し、解決方法について意見を述べる
- 「協働の要」として、地域と区(市)役所とをコーディネートする機能
 - ・ 地域の多様な意見を調整し、取りまとめ市民と市との協働の要となる
- (合併市町村で構成される北・江南・秋葉・南・西蒲区)合併時の各種合意事項のチェック機能
 - ・ 合併建設計画、事務事業調整などについて旧市町村としての声を届ける

3 主な取り組み

○ 各区の運営について

- 概ね毎月1回30人の委員による全体会を開催。
- 事務局は各区役所地域課が担い、区役所側として区長以下、区役所関係課長などが毎回出席。事案によつては、本庁所属も出席。
- 定例的に地域と行政と意見交換することで協働の基盤となるフェイストゥーフェイスの関係性の構築、相互の情報共有が推進
- 区内地域コミュニティ協議会の先進的取組みや課題などヨコのつながりが構築され市民力の向上。
- 全体会とは別に、課題ごと(防犯・防災、福祉、環境など)に少人数の部会を設け、調査研究をおこなつている。

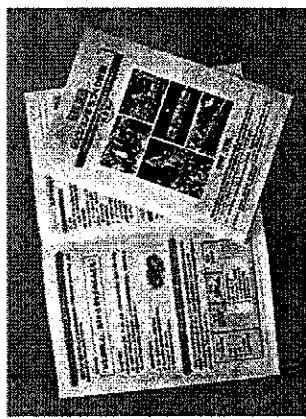
3 主な取り組み

○ 各区自治協議会部会等状況（平成24年4月末現在）

北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
産業・交流部会 【専門部会】 まちづくり部会	【専門部会】 まちづくり部会	【部門別部会】 第1部会 (市民協働)	街づくり部会	第1部会 (まちなかの活性化)	公共交通接続部会	第1部会 (防犯・防災、環境)	【特別部会】 区役所庁舎整備 検討部会
安心安全・環境部会 【部門別部会】 第1部会 (市民協働)	人にやさしい暮らしの まち部会	環境・文化部会	環境・文化部会	第2部会 (安心・安全)	少子高齢化対策部会	第2部会 (保健福祉、文教)	【特別部会】 プロジェクトまちづくり 計画部会
地域福祉活性化部会 【部門別部会】 第2部会 (福祉・教育・文化)	水辺とみなとのまち部 会	産業・安心安全部会	産業・安心安全部会 (地域と学校・車両)	第3部会	第3部会 (農商工・交通)	【常任部会】 総務部会	
教育・文化部会 【部門別部会】 第3部会 (産業・環境)		中央区自治協議会だ より編集会議			プロジェクトチーム1 (自治協提案事業)	【常任部会】 保健福祉部会	
総務部会						プロジェクトチーム2 (自治協活性化)	【常任部会】 まちづくり・産業部 会
北区役所庁舎整備 検討部会						プロジェクトチーム3 (区役所整備)	
							プロジェクトチーム4 (西区自治協議会広 報紙編集)

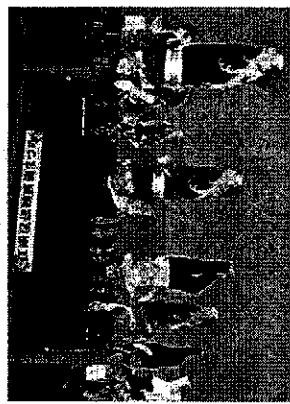
3 主な取り組み

- どういった内容が議論され、地域意見を届けているか
- 区ビジョンまちづくり計画策定に向けて～「区の計画」への意見提出～



新しいまちづくりの単位である「区」の設計図となる
区ごとの計画「区ビジョンまちづくり計画」の策定にむけて
平成19年度1年間をかけて区役所とともに議論・策定

- 「特色ある区づくり予算」事業の企画立案に向けた～「区の予算」への意見提出～
- 「特色ある区づくり予算」事業の企画立案に向けた～「区の予算」への意見提出～



毎年度2,000万円を上限に区役所が自主的に企画立案する
「特色ある区づくり予算」に地域課題の解決や区の一体感の醸
成にむけて地域意見を届ける。

- 「身近な公共施設」への意見提出～

コミュニティハウス、コミュニティセンター、公園、文化施設など区役所
が所管する公の施設の新規設置や廃止にあたり、地域の声を届ける。



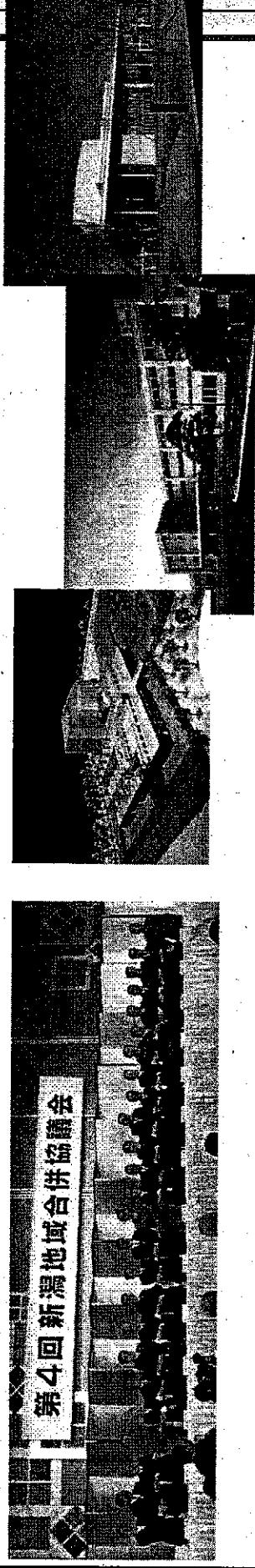
条例によりあらかじめ区(市)役所は意見聴取が必要

3 主な取り組み

○ どういった内容が議論され地域意見を届けているか

□ 合併地域の声を提出

- ・ 合併建設設計画(合併後の新市のまちづくり計画)登載事業の進行状況や、計画の見直し、実施計画の策定にあたってなどについて合併地域としての意見を提出



□ 自主的な課題設定による建議・要望書の提出

- ・ 日頃の地域活動を踏まえ、また、多様な地域意見を調整した課題について自主的に設定。
- ・ 部会を中心に、課題の解決方法を検討し、とりまとめ「建議」「要望」として区役所へ意見を提出

《各区自治協議会の建議・要望書提出件数》

	第1期 (H19~20年度)	第2期 (H21~22年度)
件数計	3	27



第1期から第2期で件数が9倍増加



3 主な取り組み

○ 第2期各区自治協議会が提出した建議・意見書

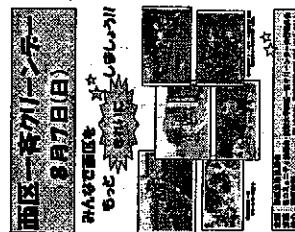
北	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市立小中学校の適正配置の見直しに関する意見書 ○ 新潟東港の振興に関する意見書 ○ 「都市計画マスター・プラン」の推進と交通体系の整備に関する質問事項について ○ 安心安全なまちづくりに関する意見書 ○ 福祉のまちづくりに関する意見書 ○ 安心安全なまちづくりと豊かな自然環境の保全に関する協議について ○ 福祉のまちづくりに関する協議について ○ 合併建設設計画後期計画の多目的運動広場（陸上競技場）建設事業策定に関する意見書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市立小中学校の適正配置の見直しに関する意見書 ○ 新潟市都市計画の見直しについての意見書 ○ 新潟市南区バス・住民バス運行に対する意見書 ○ 白根ガス株式会社のガス料金値上げに対する要望書
東	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市園芸センター跡地に係る意見書 ○ 提言「東区自治協議会のさらなる発展に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟厚生年金スポーツセンターに関する要望書 ○ 西区役所庁舎整備に関する要望書 ○ JR越後線「内野～吉田」駅間の列車増便に向けた取組みに関する要望書 ○ 放課後児童クラブの整備充実についての要望書
中央	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要望・提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 安心・安全なまちづくりについて ・ 2 地域のまちづくりについて ・ 3 若者や高齢者、障がい者、子育て世帯の就労支援について ・ 4 行政サービスの向上について ○ 汐見台市営住宅跡地の活用について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画区域見直しに関する要望書 ○ ごみ分別制度に関する要望書 ○ JR越後線「内野～吉田」駅間の列車増便に向けた取組みに関する要望書 ○ 提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯対策について ・ ごみ分別制度について ・ 上水道の整備について ・ 觀光振興について ・ まちづくりへの支援・手法について
秋葉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市小中学校の適正配置について 	

○ 主な取り組み

○ そのほか各区の特長的な取組事例

□ 地域内の緩やかな意思決定の取組事例

- 「区内一斉クリーンデー」の企画、区内コミュニティ協議会への働きかけ調整(西)



西区自治協議会から各コミュニティへはたらきかけを行い、平成23年度約3,700人が参加し、区内一斉に通学路のゴミ拾い・安全点検などを実施

- JR越後線増便に向けてコミュニティ内で署名活動働きかけ(西・西蒲)



西・西蒲区自治協議会から各コミュニティへはたらきかけを行い、JR増便に向けた計40,000名の署名が集まる。市長へ署名とともに要望

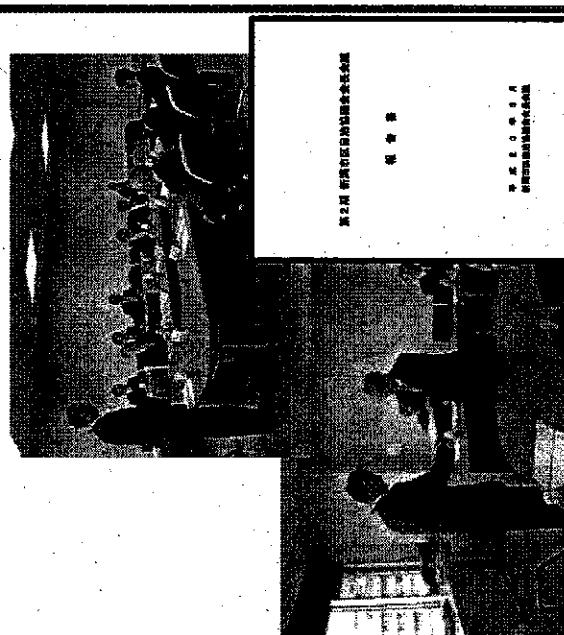
□ 地域自治の基盤構築に向けた取組事例

- 自治会・町内会活動の活性化に向けた冊子づくり(東)
- 区自治協議会だよりの発行(北・中央)
- 区民と委員との「まちづくりフォーラム」の開催(北)



3 主な取り組み

- 各区自治協議会の連絡調整等
 - 区自治協議会会长会議の開催
 - ・ 各区の取組の連絡調整のため、全8区会長で構成する会議年3～4回程度開催。会場は各区持ち回り。
 - ・ 第2期会長会議では、各区に共通し、かつ区単独では困難地域課題を抽出し、解決方法について検討し、「会長會議報告書」をまとめ、市長に提出した。



□ 委員研修会の開催

- ・ 「協働の要」としての意識啓発と、各区委員の交流等を目的とし、8区自治協議会全ての委員を対象とした委員研修会を毎年1回開催



4 課題と今後の展望

○ 主な課題

- 提出意見の区(市)政への反映方法の確立
- 「協働の要」としてのコーディネート機能の推進
- 自治協議会の役割・意義について市民の浸透度の向上
- 持続可能な議論体制の検討

○ 今後の展望

「区自治協議会提案事業」の創設

- ・ 平成23年度から既存の「特色ある区づくり予算」に、区自治協議会の企画提案を、その主体的な取組みのもとに事業化する制度を創設。
- ・ 平成23年度は試行期として位置づけ各区100万円を措置し、地域課題の調査・研究を実施。平成24年度から本格実施

《平成24年度本格実施の考え方》

制度概要	区自治協議会が提案する、地域課題の解決に必要な新たな事業や既存の取組みとの連携を図る事業を区役所が予算化するもの
対象事業・件数等	ソフト事業を対象とし、件数制限なし
事業費上限	一区300万円

地域意見の区政反映の明確化、市民力・地域力を活かしたまちづくりの推進

